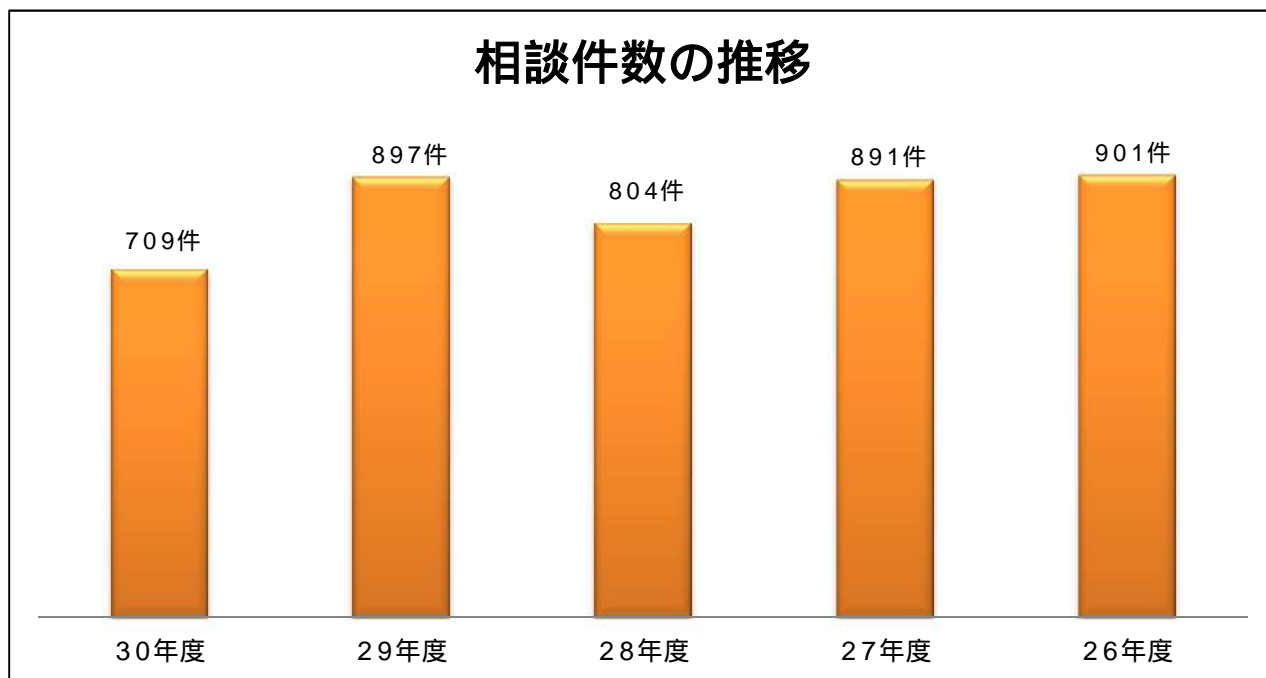


平成 30 年度 糸島市消費生活センター事業概要報告

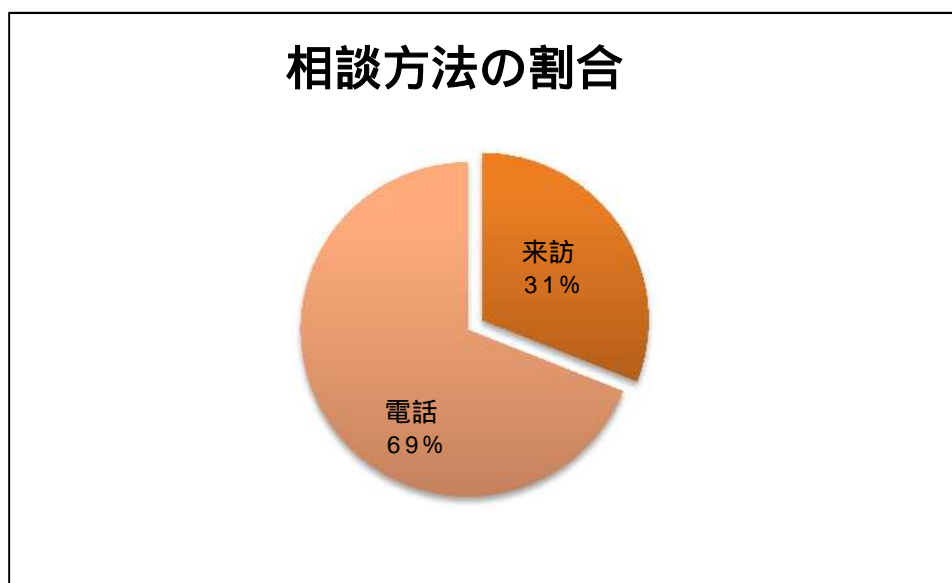
》》》 1 相談件数

当センターに寄せられた相談件数 平成 30 年度 709 件
(統計対象期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)
架空請求のメールやハガキの相談が減り、相談件数が少なくなっています。



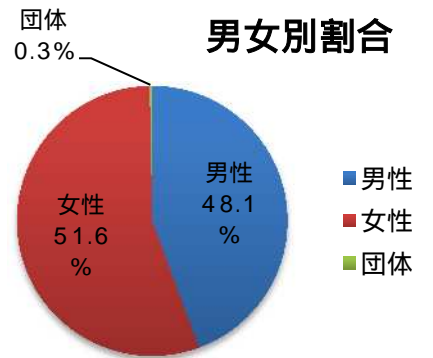
》》》 1 - 相談方法

相談方法	来訪相談	電話相談	合計
件数	217	492	709



》》》 1 - 性別・年齢別

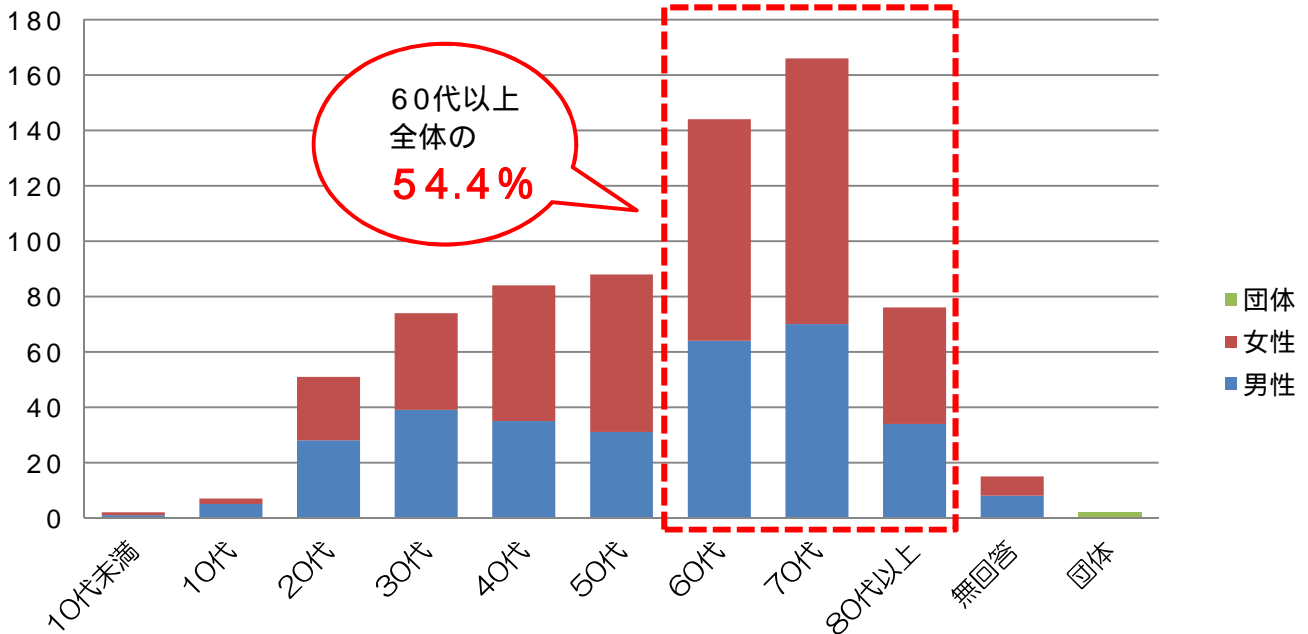
	合計件数	男性	女性	団体
10歳未満	2	1	1	
10代	7	5	2	
20代	51	28	23	
30代	74	39	35	
40代	84	35	49	
50代	88	31	57	
60代	144	64	80	
70代	166	96	70	
80代以上	76	34	42	
無回答	15	8	7	
団体	2			2
合計	709	341	366	2



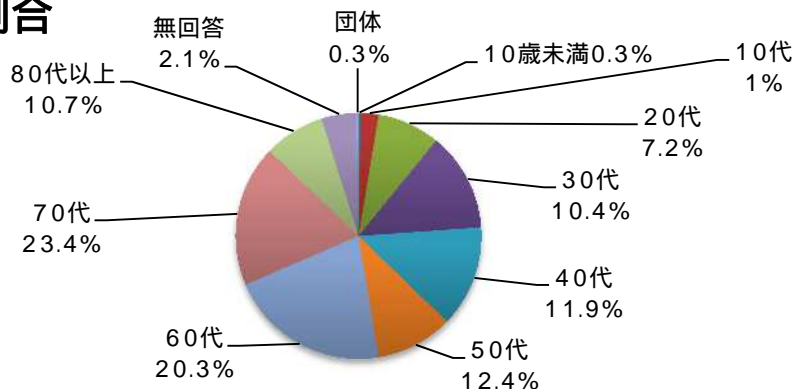
女性からの相談が半数以上です

60代以上の相談件数が386件。全体の54%になっており、高齢者の相談が全体の半数以上を占めています。

年齢別件数



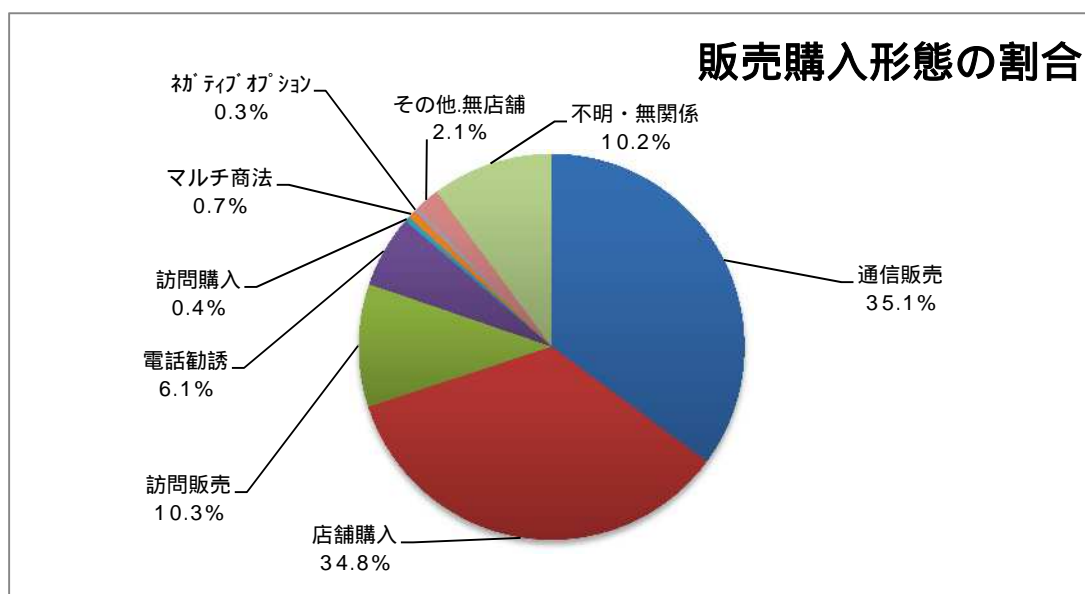
年齢別割合



》》》 1 - 販売購入形態

販売購入形態	年代	10	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80以上	無回答 団体
	件数	未満									
店舗購入	247	1	1	19	41	34	31	47	48	19	6
通信販売	249	1	5	23	19	33	36	60	59	7	6
訪問販売	73			2	5	10	8	11	20	17	
電話勧誘	43			1	2	3	4	7	12	13	1
訪問購入	3						1		2		
マルチ商法	5			4				1			
ｶﾞｲﾌﾞ・ﾌﾞｼﾞｮﾝ	2				1					1	
計	622	2	6	49	68	80	80	126	141	57	13
その他無店舗	15				1		2	3	5	4	
不明・無関係	72		1	2	5	4	6	15	20	15	4
合計	709	2	7	51	74	84	88	144	166	76	17

- ▶通信販売が一番多くなっています。昨年に引き続き、ハガキやメールによる架空請求が多かったためです。
 - ▶訪問販売や、電話勧誘販売は60代以降で多くなっています。
 - ▶マルチ商法の相談は、20代が多く、社会経験の少ない若者が狙われやすいことがうかがえます。
- *マルチ商法とは、商品・サービスを契約して、次は自分が買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入るネズミ講式の商法です。



- ▶通信販売でのトラブルが35.1%、店舗購入（店舗での契約も含む）が34.8%を占めています。
- ▶通信販売では、メールによる架空請求に関する相談が多く、情報商材を含めたネットショッピングに関する相談も多く寄せられました。

》》》 1 - 商品・サービス

(1) 商品等分類別の相談件数 上位10位

相談の多い順位	相談内容	件数	全体に占める割合
1	商品一般*1	109	15.4%
2	デジタルコンテンツ*2	79	11.2%
3	フリーローン・サラ金*3	42	5.9%
4	戸建住宅(リフォーム等)	41	5.8%
5	集合住宅(不動産貸借等)	30	4.2%
6	相談その他*4	19	2.7%
7	インターネット通信サービス	18	2.5%
8	役務その他*5	16	2.3%
9	電話機・電話機用品	15	2.1%
10	他の金融関連サービス*6	10	1.4%
順位外		330	46.5%
合計		709	100.0%

備考

- *1「商品一般」は、商品が特定できない相談(不審な電話等で勧誘の目的、商品、サービスが不明等)
- *2「デジタルコンテンツ」は、インターネットを通じて得られる情報に関する相談(情報商材、出会い系サイト、オンラインゲーム等)
- *3「フリーローン・サラ金」は、主に借金に関する相談。
- *4「相談その他」は売り手、買い手の存在しない相談、近隣トラブル等
- *5「役務その他」とは、結婚相談所、興信所、弁護士や司法書士、不動産仲介等のサービスに関する相談
- *6「他の金融関連サービス」とは、クレジットカードや仮想通貨等の相談



(2) 年代別

年代	件数	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	その他	
10 代 未満	2	デジタルコンテンツ(1) お菓子(1)						
10 代	7	デジタルコンテンツ(4)	電話機・電話機用品(1) インターネット通信(1) 相談その他(1)					
20 代	51	デジタルコンテンツ(8)	インターネット接続回線(5) エステティックサービス(5)化粧品(5)			集合住宅(3) フリーローン・サラ金(3)	22	
30 代	74	移动通信サービス(9) フリーローン・サラ金(9) 集合住宅(9)			デジタルコンテンツ(8)	戸建住宅(4)	35	
40 代	84	デジタルコンテンツ(9)	フリーローン・サラ金(8)	インターネット通信(6)	戸建住宅(5)	パソコン関連(4) 電話機・電話機用品(4) 自動車(4) 商品一般(4)	40	
50 代	88	デジタルコンテンツ(14)	商品一般(13)	戸建住宅(7)	フリーローン・サラ金(6)	集合住宅(4)	44	
60 代	144	商品一般(40)	戸建住宅(11)	フリーローン・サラ金(10) デジタルコンテンツ(10)		自動車(7)	66	
70 代	166	商品一般(43)	デジタルコンテンツ(19)	戸建住宅(10)	フリーローン・サラ金(6)	集合住宅(5)	83	
80 代 以上	76	魚介類(6)	相談その他(5)	医療(4) 家具・寝具(4) 書籍・印刷物(4) 他の保健・福祉(4)			49	
無回答 団体	17	デジタルコンテンツ(3)	相談その他(2)	商品一般(1) 調理食品(1) 光熱水品(1) 電話機・電話機関連用品(1) 自動車(1)			7	
合計	709							

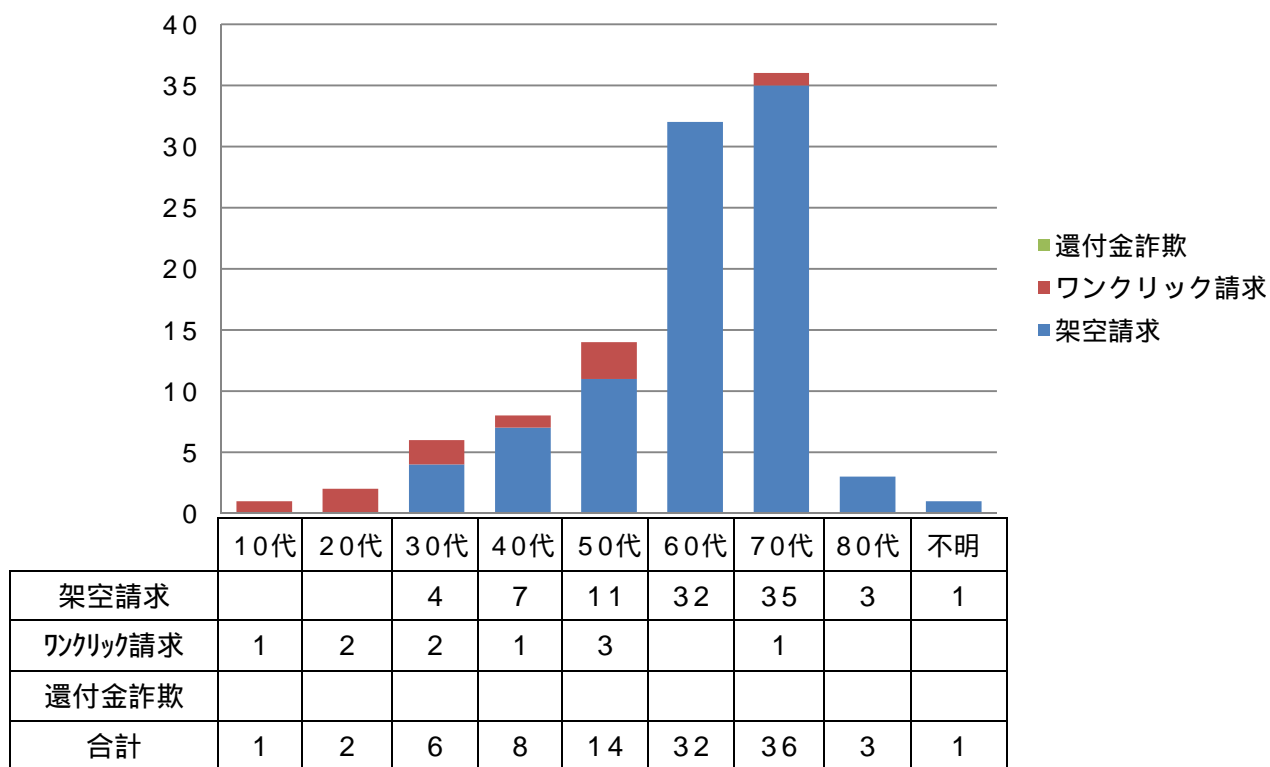
- ▶年代を問わずデジタルコンテンツの相談が多く寄せられています。
- ▶デジタルコンテンツは、「有料動画の未納の料金がある」などの架空請求のメールが多かったためと思われます。
- ▶フリーローン・サラ金は、多重債務(借金)の相談が主となります。
- ▶商品一般が60代、70代に多いのは、架空請求のハガキの相談が多かったためです。

》》》 1 - 架空請求等

分類	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
架空請求	93	207	55
ワンクリック請求	10	12	36
還付金詐欺	0	11	11
合計	103	230	102

- ▶ 架空請求の相談が、昨年の半分以下となりました。
- ▶ 還付金詐欺の相談はありませんでした。

年齢別件数



- ・メールを使うワンクリック請求、架空請求は全世代が対象となっています。
- ・ハガキでの架空請求が60代、70代に多いため、60代、70代での架空請求が多くを占めています。

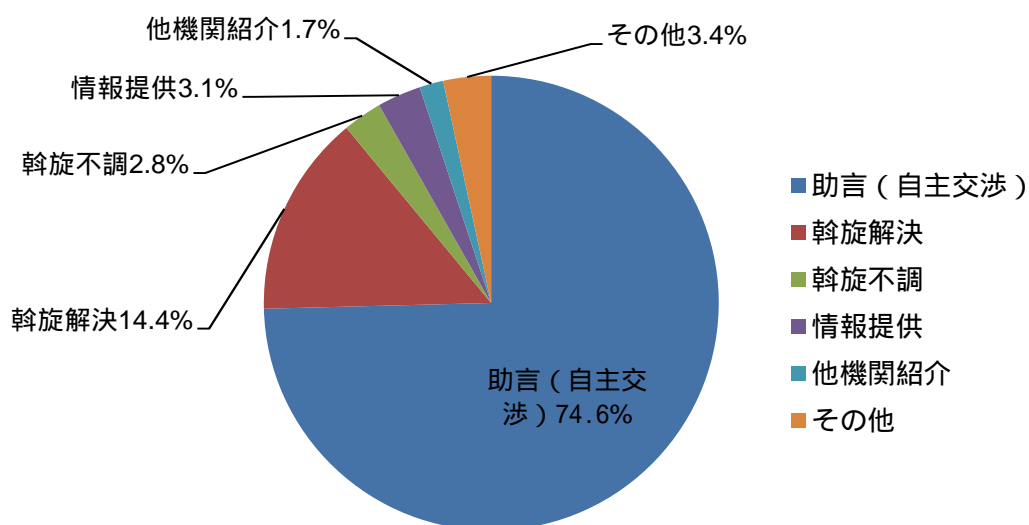


》》》 1 - 相談処理結果別件数

相談処理結果	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年
助言・自主交渉	529	691	579
斡旋解決*	102	115	124
斡旋不調	20	26	20
情報提供	22	33	27
他機関紹介	12	13	31
その他	24	19	23
合計	709	897	804

* 斡旋解決とは、相談員が事業者と消費者の間に入り、交渉等を行うことによりトラブルの解決を図ることです。

相談結果の割合



- ▶ 相談結果としては、1位が助言（自主交渉）となっています。
- ▶ 消費者からの相談に対し、相談員が適切な助言を行うことで、問題の解決につながっています。
- ▶ 2位は斡旋解決となっています。



》》》 2 相談体制及び消費者啓発事業

》》》 2 - 相談体制

消費生活相談員が常駐（3名）し、相談業務を実施



所在地 糸島市前原西一丁目1番1号 糸島市役所 第二庁舎1階

電話番号 092-332-2098

FAX 092-324-2531

受付時間 月～金（祝日を除く）9：00～17：00

相談内容

- ・消費生活に関する消費やサービスの契約トラブルやお問い合わせ
- ・製品の事故や製品不良に関すること
- ・債務整理方法について など

糸島市消費生活センターのホームページ（HP）を運営

（ <http://www.city.itoshima.lg.jp/consumer/index.html> ）

消費者トラブルの事例等や、相談機関等を紹介しています。

糸島市 消費生活センター

音声読み上げ Foreign Language 文字サイズ 小 中 大 背景色 A A A

サイト内検索

相談窓口案内 相談事例 ネットトラブル 多重債務 クーリング・オフ

新着情報

5月1日	断ったのに高額な「車室」の本が送られてきた！
4月1日	改元に伴って、詐欺に注意！
3月5日	賃貸住宅の申し込み後のキャンセル
2月5日	簡単に高収入!? ネット上の「うまい話」に注意
1月4日	「アパートを建てませんか」の勧誘には慎重に対応！

RSS 一覧

電話番号 092-332-2098

相談時間 毎週月曜日から金曜日（土日・祝日を除く）9時から17時まで

広報いとしま 生活の豆知識 センターの相談概要報告 トラブル情報

》》》 2 - 消費者啓発事業

出前講座

【19件実施 / 参加人数 619人】

メニュー

知って防ごう！悪質商法

（次々に手口が変わる悪質商法。その最新情報と注意点についてクイズや寸劇を交えながら紹介）

知って驚き！インターネットの落とし穴

（便利なインターネットに潜む様々な落とし穴。トラブル事例と対処法を分かりやすく紹介）

知って得する！新しいお金の支払い方法

（多様化する支払方法。クレジットカード、電子マネー等の最新情報を知り、賢い消費者を目指す）

いとゴンとチャレンジ！買い物名人

（幼少の頃から金銭感覚を身に付け、その後の消費やトラブルを未然に防ぎましょう。小学校低学年を対象に、ゲームやロールプレイングを通して楽しく学べる講義）



高齢者が多く集まるシニアクラブや、いきいきサロンでのお申込みが多く、「知って防ごう!悪質商法」のメニューが人気でした。

寸劇を交えて、相談事例をわかりやすく紹介しています。



夏休みに、放課後児童クラブで、「いとゴンチャレンジ!買い物名人」の講座を行い、「お金」について学びました。

消費生活センター「夏休み」出前講座(放課後児童クラブ対象)

いとゴンとチャレンジ!買い物名人



お買い物ゲームで
お金の使い方を体験!
楽しく学びました。



修了証

あなたは夏休みの児童クラブにて「いとゴンチャレンジ!買い物名人」のこうざを終了しました。

啓発講座

消費者力アップ講座を3回実施しました！

市民の消費者力を高め、消費者トラブルや消費者被害を防ぐ目的で、今年度は小学生高学年を対象に、専門の講師を招いて消費者力アップ講座を3回実施しました。【71名参加】

糸島市消費生活センター**消費者力アップ講座**

夏休み 4～6年生対象

子どもチャレンジ1, 2, 3

参加費無料
要事前申込
各回30名まで

誰もが一生続けていく消費生活。子どものころから、金銭教育をはじめ様々な消費者モラルや知識を身につけることは、とても大切といわれています。専門家からの話や体験ゲームを通して、正しい知識、役に立つ知識を、楽しく学び、自立できる消費者を目指しましょう。



保護者の方も、自由にご観覧ください。

	第1回目	第2回目	第3回目
開催日	7月24日(火)	7月30日(月)	8月21日(火)
会場・時間	糸島市役所5階1号会議室 : 14時～16時		
タイトル	インターネット注意報！	チャレンジ！お菓子の株式会社	サイコロゲームで輸入・輸出体験！
内容	夏休みに触れる機会が多くなるインターネット、SNSでのトラブルや、ゲームの高額課金などのトラブルに巻き込まれないために、正しい知識を学ぶ。	お菓子のパッケージを作り、商品を出すための株式会社の仕組みやお金の流れを、ゲームを通してわかりやすく学ぶ。	「円」と「ドル」の関係や「円高、円安」の意味を知り、貿易と世界経済の簡単な仕組みを学ぶ。
講師	「伝えるを考えるアロエ外」代表 置鮎 正則 氏	日本証券業協会 普及推進部	野村ホールディングス(株) コーポレート・シティ・リサーチ推進室 酒井 賢一 氏



夏休みを利用し、専門の先生に、わかりやすく教えていただきました。

生活の豆知識

糸島市内で実際に起こった消費者トラブルの事例を中心に、月1回「広報いとしま」に掲載し、注意を呼びかけました。

生活の豆知識

賃貸住宅の申し込み後のキャンセル

事例

Aさんの息子が遠方の大学に合格したため、不動産業者に賃貸住宅入居の申し込みを行い、「申込金」として1万円を支払いました。しかしその後、地元の大学に合格したので、申し込みをキャンセルできるでしょうか。

■ 解説 & アドバイス

賃貸物件の契約は、不動産業者への申し込みだけでは成立しません。キャンセルは可能です。また契約が成立する前に支払った申込金は、預かり金なので返金してもらえます。

【アドバイス】

①不動産業者を介しての賃貸借契約は、貸主と借り主の双方で契約書を作成するのが一般的です。②申込金を支払う場合は後でトラブルにならないよう、不動産業者から返金について明記された日付入りの預かり証を受け取りましょう。

消費者川柳を募集

消費者トラブルに関する川柳を募集します。採用作品は当コーナーで紹介します。
 【投稿方法】はがきまたはFAXで最大3句、柳名、住所、氏名、電話番号を明記の上、〒819-1192 糸島市商工観光課「生活の豆知識」コーナー宛て FAX(324)2531

まずは、ご相談を！ / ご相談・対応は無料です

問い合わせ
糸島市消費生活センター ☎(332)2098
相談日時
9時～17時(土・日・祝日を除く)

平成30年度掲載分

4月 1日号	クレジットカードの利用は慎重に！
5月 1日号	格安な体験エステでトラブル急増中！
6月 1日号	無料・格安ツアーでの高額商品勧誘に注意！
8月 1日号	人気急上昇のフリマアプリ 個人間取引のリスクに ご注意を！
8月15日号	一部の美容医療でクーリング・オフが可能に
9月 1日号	大手通販サイトをかたる架空請求のメールに注意！
10月 1日号	仮想通貨取引に注意！
11月 1日号	高配当を掲げた出資金に注意
12月 1日号	回数券は使えなくなるリスクも考えて購入しましょう
1月 1日号	「アパートを建てませんか」の勧誘には慎重に対応！
2月 1日号	簡単に高収入！？ ネット上の「うまい話」に注意
3月 1日号	賃貸住宅の申し込み後のキャンセル

啓発訪問とチラシ配布

1 コンビニエンスストア【29箇所】

糸島市内のコンビニエンスストアのうちATMを設置している29箇所（2箇所は改装中）を糸島警察署と訪問。コンビニで購入できるプリペイドカードを使って支払わせるニセ電話詐欺への未然防止への協力をお願いしました。



すぐに支払わないで!

事例1 [写真]宛に対する「新設機械告知」のお知らせに誘われて「おまかせ」で買ったおまかせが、同封の電話をしたら、**弁護士を名乗る者**を紹介され、指示で使いコンビニで支払い番号を伝えて取り下げ料10万円を支払った。(60歳代 女性)

事例2 大手通信会社の名前でSMSが回き、身に覚えがなかったが、連絡しないに誘われて電話を取るとおまかせで電話をしたら、**未納サイト料金を請求された19万円、おまかせ50万円のプリペイドカード**を購入し、番号を伝えて支払った。(60歳代 男性)

に当たりやな負け犬は「反応しない!!」

架空請求 心当たりのない請求は無視!

ひどごと 助言

- 架空請求の被害者は、電話、ハガキ、メール、SMS(ショートメッセージサービス)などです。
- 架空請求の被害者となることは本人の不注意であり、法的責任を負うなどの心配はしなくて済みます。被害者の不注意を責めることはありません。
- 架空請求の被害者となる場合は、被害に気づいているだけで済みます。気づかずに支払ってしまったら、おまかせを元金で返すことができません。詐欺被害を被害者であることが認められ、返金してもらえない可能性があります。
- 架空請求の被害者になったら、すぐに近隣の自治体の消費生活センター等に相談してください。(消費生活センター)。

糸島市消費生活センター 092-332-2098

こんなハガキやメールに気をつけましょう!

総合消費料金に関する 新設機械告知のお知らせ

福岡警察 (7) 14711

現在、貴数は「総合消費料金率増徴」に付いて通信販売の会社、運営会社から「未だ連絡がない状態」として被害者として登録が済んでおります。このまま連絡が来ないままに、指定業者から電話連絡に出たり、業者の勧誘が頻りに交際され、被害の拡大が懸念され、不都合の発生、および取引停止のものと強制執行し、「取引履歴の交付」を承諾していただきます。

●SMS送信 「未納料金が発生しております。本日にこちらに連絡がない場合は、法的責任に移行します。ヤフー 03-0000-0000!

詐欺のサイン!

コンビニ支払い、プリペイドカード購入の 話が出たら「危険」のサイン・・・! 詐欺を疑いましょう!!

糸島市消費生活センター 092-332-2098

2 スポーツジム・温浴施設を啓発訪問【6箇所】

多くの方が利用するスポーツジムや温浴施設を糸島警察署と訪問し、ニセ電話詐欺や架空請求のハガキに関する未然防止のチラシを配布しました。

3 糸島地区介護保険事業者連絡会を毎月訪問し、事例等報告【11回実施】

月に一度開催される糸島地区介護保険事業者連絡会に出席。消費者トラブル等の事例を説明し、高齢者の見守りを依頼しました。

とらぶるホット情報!!

糸島市消費生活センターからのお知らせ

平成33年3月

スマートフォンの購入は慎重に!

「誰とSNSをやりたいかスマートフォンに買い換えようと思った。店舗に向くと『タブレットとセットで買えば安くね?』『光回線も契約すれば3か月分キャッシュバックする』と勧められ申し込んだ。いざ使い始めると思うようにできず、怪しいアプリの使用方法もわからない」といった相談が寄せられています。

＜アドバイス＞

- ・始めて購入する人は、無料で体験できるスマートフォン教室や、知人のスマートフォンを見せてもらうなどして、自分に合っているか確認するといでしょう。
- ・契約の際に、光回線やタブレットなど目的外の商品やサービスを勧められても、内容がよく分からないときはきっぱりと断りましょう。

SNSが 出来るぞい...

友達がスマートフォンを持っているので、私もそろそろと思い、携帯電話会社の営業員に誘われて購入するつもりで、おまかせの勧誘を受けました。おまかせの勧誘を受けると、スマートフォン教室に誘われて、おまかせの勧誘を受けました。おまかせの勧誘を受けると、スマートフォン教室に誘われて、おまかせの勧誘を受けました。

スマートフォン買ったものの 使いこなせない...

あれもこれも 一度に買えられない...

一定の条件が満たされたら、初期契約解除ができる場合があります。自分に合わないと思ったら早目に購入先に伝えましょう。

困った時は、消費生活センターに相談しましょう。 糸島市消費生活センター ☎332-2098

広報いとしま2月1日号から

消費生活センターでは、月に1回程度、広報いとしま『生活の豆知識』のコーナーで、消費トラブルの具体例をご紹介しています。なお、『生活の豆知識』のバックナンバーは、糸島市消費生活センターのホームページからご覧いただけます。

生活の豆知識

簡単に高収入!7 ネット上の「うまい話」に注意

●お電話は無料です。 ●お電話は厳重に守ります。 ●電話、勧誘がからんでも構いません。 ○予約は不要です。

糸島市消費生活センター

〒818-0001 糸島市消費生活センター (旧ココ) 1階

☎ 332-2098

糸島市消費生活センター (旧ココ) 1階

☎ 332-2098

糸島市消費生活センター (旧ココ) 1階

☎ 332-2098

4 居宅介護支援事業者へ、月に一度事、例などをファックスやメールで配信【29箇所】

糸島地区の居宅介護支援事業者に月に一度、悪質商法等の事例をファックス等で送付し、高齢者の見守りを依頼しました。

5 各地区民生委員児童委員定例会を訪問し、啓発活動を実施【1回実施】

各地区（前原、二丈、志摩）で開催される民生委員児童委員定例会に出席し、糸島市消費生活センターの紹介と、相談事例を報告し、高齢者を見守るポイントや、被害にあった高齢者を見つけたときの対応を説明しました。

6 各地区民生委員児童委員定例会で啓発チラシを毎月配布【12回実施】

月に一度、消費者トラブル等についての啓発チラシを配布し、高齢者の見守りと対応を依頼しました。

7 介護保険料納入通知書や後期高齢者医療保険料額決定通知書等に、消費者トラブル等についての啓発チラシ（A5）を同封し、注意喚起を実施

介護保険料納入通知書（対象者：65歳に到達した高齢者）や、後期高齢者医療保険料額決定通知書（対象者：75歳に到達した高齢者）に啓発チラシを同封しました。

見本
送付されているハガキ

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番号 そ 355

この度御通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等の御相談に關しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問合わせ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成30年4月■日
民事訴訟管理センター
〒102-8688
東京都千代田区九段南1-
消費者相談窓口 03-
受付時間 9:00~20:00

※国民生活センターホームページより

困った!と思ったら、まずご相談ください。
糸島市消費生活センター
☎ 332-2098

月曜日～金曜日
朝9時～夕方5時まで
*土日・祝日はお休みです

**あなたを狙う
悪質商法に
ご用心!**



架空請求のハガキにご注意!

「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」と書かれたハガキが突然送られてきた」という相談が増えています。これは不特定多数の人に、架空の契約を作り上げて、現金をだまし取るうとする架空請求のハガキです。（裏面にハガキの見本があります。）

「訴訟」や、「不動産、給与の差し押さえ」などの文言は、不安をおおって早急に連絡をさせるための手段です。慌ててハガキの連絡先に問い合わせないようにしましょう。

「本当に裁判所からの通知ではないか」と不安なときは放置せず、消費生活センターまでご相談ください。

糸島市消費生活センター 092-332-2098

8 介護事業者を訪問し、啓発活動を実施【24事業者】

糸島市内の介護事業所を訪問し、高齢者見守りパンフレットやグッズを配布するとともに、高齢者の見守りを依頼しました。



メモ帳



ボールペン

9 糸島市子育て支援センターで、啓発活動を実施【12回実施】

若い子育て中の母親を対象に、消費生活センターの紹介をおこない、若い世代のトラブル事例と対処法、乳幼児の事故情報について注意喚起を行いました。



子供から目を離さないで！

強力な磁石の マグネットボールを誤飲し 消化管に穴が！

事例

娘が何度も吐いたので受診した。胃腸炎を疑われ薬を飲んだが、嘔吐が止まらなかったため、別の病院でレントゲン検査をすると、腸内に異物が見つかり開腹手術をした。小腸内の3カ所が直径3ミリのマグネットボールにより圧迫壊死を起こして穿通しており、37個摘出された。
(当事者：1歳 女児)

ひとことアドバイス

- 多数の磁石を詰め合わせている形にして遊べるマグネットボールによる誤飲の事故事例が起きています。マグネットボールのようにも磁力の強い磁石を無断で譲渡すると、胃腸や腸管を鉄で磁化し、腸がくっついてとどまり、消化管に穴を開けてしまうこともあります。
- 3歳頃までの子どもは何でも口にもむ物癖があります。強力な磁力のマグネットボールの誤飲は大変危険であるため、子どもには遊ばせないようにしましょう。
- 誤飲した可能性があると思われる場合は、すぐに医師の診察を受けましょう。

発行：独立行政法人国民生活センター 東京イコノ 編集室

困ったと思ったら相談を！

糸島市前原西1-1-1 糸島市役所第2庁舎1階
(相談日：月～金 9時～17時 土日、祝日を除く)
糸島市消費生活センター TEL092-332-2098

子供から目を離さないで！

少しの間でも子どもを 車内に残さないで！ 車内の閉じ込め事故に注意

事例

駐車場で車の鍵を車内に置き忘れてそのままに出たところ、何らかの理由でドアがロックされ、1歳の息子が車内に閉じ込められてしまい、救急要請した。軽度の熱中症にかかってしまった。
(当事者：1歳 男児)

ひとことアドバイス

- 子どもだけで車内から鍵をかけたまま、外車の鍵で誤ってドアがロックされた状態で閉じ込められることがあります。子どもが閉じ込められてしまふことがあります。
- 特に夏場の車内は短時間で高温になります。子どもが車内に閉じ込められると、熱中症となる危険があります。子どもを車内に残して絶対に車を離れてはいけません。車を降りる際は、後部座席の少しの前であっても忘れず鍵を持って帰るよう心掛けてください。
- 車の年式や車種によっては、電子キーの電気が切れることによりロックされる場合もあります。緊急が切れた際の解除方法を、取扱説明書で確認しておくことも大切です。

発行：独立行政法人国民生活センター 東京イコノ 編集室

困ったと思ったら相談を！

糸島市前原西1-1-1 糸島市役所第2庁舎1階
(相談日：月～金 9時～17時 土日、祝日を除く)
糸島市消費生活センター TEL092-332-2098

他機関との連携

1 糸島警察署との連携

悪質商法等の被害防止を目的とした糸島警察署との連携会議を6回開催しました。コンビニエンスストアやスポーツジム、温浴施設への啓発を合同で各1回行いました。(P13 記載)



10月31日開催「のって安全、きいて安心 いとしま高齢者フェスタ2018」にて糸島警察署有志の方と『ニセ電話 オレオレ詐欺』の寸劇を披露しました。



2 糸島市地域包括支援センターとの連携

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターと連携を図り、独居高齢者等を狙う悪質商法の被害相談に対応しました。

3 糸島市消費者安全確保地域協議会

糸島警察署と糸島市役所介護・高齢者支援課、地域包括支援センターと連携を図り、年度初めに連携会議を行いました。

